

## スウェーデンの図書館活動：公共図書館と研究図書館を中心に

The library's activity in Sweden: about the public and the research library

岡 澤 和 世

### はじめに：図書館活動を定義すること

図書館活動について多くの定義がある。この論文ではこれまであまり日本の図書館情報学研究で取り上げられてこなかったスウェーデンの図書館活動について言及する。

1994年、私は大学の海外研修助成金を得てストックホルム大学に留学した。当時の私はスウェーデンの図書館活動をほとんど日本と同じようなものだろうと漠然と考えていた。ところが、図書館員のアイデンティティーに関する研究プロジェクトに参加する機会を得た時、大きな違いのあることに気づいた。それはその国の図書館システムについての十分な知識と帰属感があって初めて理解することができるものであった。そこで、私は調査を始めた。そして、スウェーデンの図書館が図書館として自らその責任をどのように定義していったかを追及していくうちに、これらの定義が多くの点で日本のものと異なっていることに気づいた。

図書館活動を明確に定義することは自国においてさえなかなか厄介な仕事である。それには両国の図書館活動をより正確に定義できるような共通の分析方法がなければならない。そこで本論文ではRomulo Enmarkの提案する分析モデルを使って図書館活動の定義を試みる。

まずこの議論の出発点として、現在のスウェーデンの図書館システムの社会的責任について考察する。これはややもすれば一国の特殊事情のように捕らえられてしまいがちだが、内容はあくまでも一般論であり、日本との比較も可能であるように思われた。

この論文の構成は4章からできている。1章ではスウェーデンの図書館システムについて概略する。2章ではスウェーデン図書館システムの社会的責任についてさまざまな定義を紹介する。ここで明らかになった事例を下に、本格的な議論へと進み、中心となる考え方を述べる。3章では図書館システム、活動、範囲を説明する方法が議論の中心となる。ここで述べるモデルが本論文の主題である。4章ではRomulo Enmarkの図書館活動分析モデルを提示する。2章ではさまざまな公的資料から選んだ引用を載せた。敢えて掲載したのはスウェーデンの図書館の取組み方を知る上で好資料と思われたからである。この論文は海外研修中に出会った図書館関係者、スウェーデン図書館学校主任R. Enmark氏との会見などから得た資料をもとにまとめたものである。

## 1. スウェーデンの図書館システム

スウェーデンの図書館システムは多彩である。一つに総括して論じることは難しい。タイプもいろいろある。その例を上げると、公共図書館、学校図書館、船員図書館、病院図書館、研究図書館などがあり、これに民間の企業図書館が加わる。

図書館は大きく2つのセクターに分けることができる。

- (1)公共・学校図書館一国、県、市立図書館の他に刑務所図書館、軍部隊図書館、船員図書館、国民高等学校図書館、患者用図書館などが含まれる。
- (2)研究専門図書館一さまざまな国公立機関の図書館、病院の科学図書館が含まれる。企業図書館も通常この中に含まれる。

ここでは公共図書館と研究図書館を扱うことにする。

### 1. 1. 公共図書館の発達

スウェーデンの図書館が現在のような形態になるまでには多くの先駆者の功績に因るところが大きい。17、18世紀の教会図書館、19世紀の教区図書館、自由知識人の資金援助で運営された労働者のための図書館、大学生や図書館職員によって展開された教育キャンペーンなどである。しかし、その中でも特に重要なのは学習サークル図書館であった。19世紀の中頃にはその数が急増し、ついには大衆運動の拠点となり、はっきりと表面化し始めた。特に労働運動と禁酒運動が主であった。すなわち、運動推進者たちは国民教育とプロパガンダの流布という目的で多くの小図書館を国中至る所に作っていったのである。

19世紀の中頃になるとこれにもう一つ重要な成分が加わった。北アメリカ型公共図書館の考え方が入ってきたのである。これを優れたモデルとして、デンマークとノルウェーはいちはやく取り入れた。しかし、この考えは当時のスウェーデンの図書館観とはかなり異なっていた。この考え方の基本は、図書館業務は専門の図書館員の責任の下で行われるべきであるというものだった。これは思想的に偏向した素人集団であり、大衆運動家であるスウェーデンの図書館員とは異なる考え方であり、アメリカの図書館の考えの中での専門図書館員は政治的・宗教的問題とは無関係であるべきとされていた。こうした考え方はその後のスウェーデンの図書館活動に大きな課題を提起することになった。

この他に当時の公共図書館構想には図書館資源を分散させず、一か所に集めた集中型図書館の方が大衆運動後援の小さい分散型図書館よりも効率的であるという考えが支配的であった。そして市がこの新構想の受託人になることを求められた。

しかし、当然予想できることであったが、この図書館再建の夢は大きな反対に会い、かなり形を変えざるを得なかった。その結果、1905年に、スウェーデン独自の二重構造図書館システムが出来上がった。これは二重、すなわち、市と大衆運動、を基盤にした図書館システムがあっても良いのではないかという考えが基になっている。図書館の財源は市と国によ

て保証され、その一部は国庫補助金で賄われることになった。この資金は学習サークル活動の存続にとって特に大切であった。こうしてこの二重構造図書館の伝統は約半世紀の間、スウェーデン公共図書館システムの支柱としてその力を発揮したのである。

1930年代になると、公共図書館システムがものすごい勢いで増えていった。それと同時に学習サークル図書館は下火になり始めた。その背景には幾つもの要素が重なっていたと考えられている。その主なものとして次の3点が上げられる。

- (1)大衆運動の盛んであった時に比べて国庫補助金の支給額が減ったこと、
- (2)図書館の中央集権化が進んだこと、
- (3)学校教育システムが改善され、図書館の国民教育という目的が不要になったこと。

大衆運動の拠点としての図書館は最終的には市立図書館に合併吸収されていくが、その間多くの議論や反対や論争が起こった。にもかかわらず、かなりスムーズにこの廃館が実施された。1949年に学習サークル図書館は10年の期限付きで廃館されることになった。実際はこの期限よりも時間が掛かったけれども、国の補助金が1965年に支給停止になるころにはほとんどが姿を消した。

1950年代になると社会全体が合理化の必要性を唱え始めた。第二次世界大戦後のスウェーデンの図書館の大きな特徴は図書館の業務を事務職とはっきり区別した点である。これによって、図書館業務の内容がある程度まで明確になった。

国全体にも大きな変革があった。地方自治体数が1952-74年の間に278に削減された。しかし、皮肉なことに、国の地方自治体中央集権化の試みはかえって市民に図書館分散化の要求を起こさせた。大都市では、中央館だけでは市民一人一人の多様な情報要求には応じ切れないという考えが強くあり、国中至る所に分館が建てられた。それまで大都市か中都市にしかなかった公共図書館は今ではどんな小さな市にもあり、ほとんどすべての点から、市の最大関心事になっている。これはスウェーデンの図書館が本来、大衆運動から起こったという歴史的背景を如実に示す良い例といえるだろう。

しかし、市が図書館運営に携わったために、国はその受託人としての役目を放棄し、一般補助金をカットし、国全体の図書館の法律を作成する業務を拒否した。これは当然のことながら抗議の嵐を巻き起こした。多くの図書館員は国がスウェーデン国内中で通用し容認される図書館基準を作る責任があると主張した。市もこれに同調した。市当局の思惑は図書館員や図書館利用者である市民の失望の矛先を躲したかったからである。しかし、いかなる説得に対しても議会も国会も自説を曲げようとはしなかった。こうして市独自の図書館基準は生まれたが、すべての図書館に共通する基準は作られないまま、現在に至っているのである。

1960年、70年代はスウェーデンの図書館にとってまさに最盛期であった。市民税収入が増え、国全体の強い経済力の影響もあって、パブリック・セクターが急激に膨脹し、それがまた、公共図書館に幸いし、図書館員の数が急速に増えていった。

それまで公共図書館を管轄していたのは図書館局／統制局であったが、市は公共図書館を文化庁の管轄に移した。図書館と文化セクターとの連合はスウェーデン文化庁委員会の設立

によってますます強化されることになった。委員会の主な仕事は、国立公共図書館政策以外のすべての図書館問題に責任を持つことであった。

もちろん、これは図書館の仕事に大きな影響を及ぼした。図書館の長は同時に市の文化企画の長であり、図書館の仕事は従来の伝統的な図書館業務の他に、全般的な文化活動の仕事を含むまでに拡大された。特に、小さい自治体の図書館は地方文化センターでもあった。

### 1. 2. 今日の公共図書館

今では、全市町村が独自の公共図書館組織法を持っている。中央館、分館、ブックバス、職場図書館、病院図書館、本をユーザに届けるサービス、保健予防指導、学童児前の子供や軍隊への本提供サービスなどの活動がすべて各自治体組織に含まれることになった。

1970年代になると市町村自治体はますますその権限を強化していった。それまでは図書館政策は図書館局の仕事であったが、その後、この仕事は文化庁に移った。この名残りで今でも図書館局を持っている市もある。

各県には県図書館が必ず一館あり、それは大抵の場合、その県の最大図書館である。これらは県庁と国の財源で運営されている。図書館基準は県によって異なる。

県図書館の主な仕事は図書館相互貸借制度を使って、分館である市立図書館の相互貸借制度を補完することである。また、移民、独居人への支援サービス、幼児、児童、十代の子供たちへの図書館利用指導や資料組織作成にも責任を持っている。更に、県図書館は生涯教育コースを企画し、図書館責任者と図書館スタッフとの会議を開催する権限も持っている。

県図書館の図書館相互貸借制度を実施するセンターはスウェーデン国内に3か所ある。マルメ市、ウメオ市、ストックホルム市のセンターがこの要求に対応している。県図書館、市図書館にない資料はこのセンターを通して貸借できる。資料は国内はもとより国外の資料もこのセンターを通して借り出すことができる。相互貸借センターは少数民族言語で出版されている資料についても相互貸借できるような制度に責任を持っている。

図書館活動における国の役割は、補助金援助、諮問・監督機能に限られている。スウェーデン文化庁委員会が1974年にこれらの機能を行う目的で創設された。また、Bibliotekstjänst AB社とSAB (The Swedish Library Association) も図書館システムに関して重要な地位を占めている。AB会社の主な仕事は、レビューサービスの提供と図書館の図書購入の企画である。

### 1. 3. 研究図書館の発達

研究図書館は大学を中心に発達した。17世紀には研究図書館員は大学教授が兼職した。時が経つにつれて、それは常勤に変わったが、依然として教授職の一部であり、教授の能力を持っていることが必要であった。19世紀になると、研究図書館は科学の教育を受けた個人によって運営されるようになった。このことから、研究図書館の歴史が大学教育と密接に結び付いた連続体の一部を構成していたことが分かる。

第二次世界大戦後になって初めて、研究図書館は大きな変化の嵐に巻き込まれていく。福祉社会、情報の爆発、情報と知識の要求の増加、これらの社会現象が研究図書館の専門職の在り方を大きく変えるきっかけとなり、特色を大きく変えざるをえなくなっていく。それまで研究者であった図書館員は純粋にサービス指向の役割を引き受けることになった。それと平行して、技術、自然科学、医学、とそれぞれの専門分野を対象にした専門図書館の重要性が叫ばれ始めた。それに呼応して多くの研究図書館が建てられた。

1970年代から80年代にかけて、総合大学、単科大学、研究所の図書館が増え、機械化の問題が表面化し、その検討が真剣に行われた。その結果、研究図書館は高度な情報技術を積極的に取り入れて行くことになった。こうして、研究図書館ワークはデータベースの構築や探索の問題へと暫時移行していくことになったのである。

#### 1. 4. 今日の研究図書館

研究図書館は総合研究図書館と専門主題研究図書館に分けることができる。前者はイエテボリー、リンシェーピング、ルンド、ストックホルム、ウメオ、ウプサラ各大学の図書館と王立図書館である。後者は、特定の主題領域の文献を集中的に保持し、提供する責任を持っている。上の大学以外の単科大学図書館、研究機関図書館がこのカテゴリーに入る。

総合研究図書館を結ぶ協力体制はない。それぞれの大学は各自の予算範囲内で活動を行う。こうした活動をthe National Board of Universities and Colleges (UHÄ) が共同責任を分担して支援している。

もっと小さい単科大学によっては図書館のない所もある。この様な所では地方の公共図書館が文献の供給という責任の一端を担っている。

国立図書館—王立図書館 (KB) は教育省直管轄の国立研究機関として独特の地位を確保している。KBの主な仕事はスウェーデン国内で印刷された全テキストを収集することである。この中には、国の書誌出版の準備、国際基準番号に従ってスウェーデンの図書と逐次刊行物を登録する仕事なども含まれる。また、スウェーデンのデータベース書誌システム (LIBRIS) にも責任を持っている。

#### 1. 5. まとめ

図書館システムは公共図書館と研究図書館に分けられる。この区分は図書館システムのあらゆるレベルで見ることができる。それぞれがそれぞれのレベルで活動の統制、特別関心事の組織作り、監督、管理を行っている。しかし、全体を統制する事柄も多い。図書館研究のある部分は同じである。従って公共図書館研究図書館が協力しあって共同企画を行うことも多い。例えば文献を供給する際の任意の協力体制作りなどがその一例である。その結果、その区分にもかかわらず、図書館システムは一つの統合機関と考えられている。

## 2. スウェーデン図書館システムの責任の定義

スウェーデン図書館システムによって規定されている目的と責任は統一されておらず、不十分のように思われる。研究図書館は立法の混乱、地方の指導、政策公式化に手一杯であり、公共図書館は市町村の予算内で活動と目的を地方として定義するだけでなく、国全体にも通用する責任も定義しなければならない。こうした状況の中で、特に大きな関心を引いたのが1984年に行われた全国公共図書館調査であった。ここではまず責任所在の明確な研究図書館から始める。

### 2. 1. 研究図書館の責任定義

現行47図書館法は研究図書館のみに適用される。さらに細かい点については国立図書館一王立図書館、だけに適用される。『スウェーデン法1988：678』の中で政府は図書館の責任を次のような規定している。

#### <業務>

1 \* 王立図書館は国立図書館であり、文書、奉仕要求を満たすためにある。

図書館はスウェーデン図書の収集、蓄積、提供を行い、法(1978：487)及び規定(1978：779)の定める文書及び視聴覚記録物の複写に関する要求を遂行する。

スウェーデン著者及びスウェーデン国に関する国外出版物を収集、蓄積、提供する。

代表的な外国文献コレクションを収集、蓄積、提供する。

図書館所蔵の古書やその他の出版物及び手書き原稿、地図類、絵画を保護し援護する。

スウェーデン日刊紙のマイクロフィルム化。

国立図書館出版物の準備。

国立研究図書館所蔵の外国文献索引の準備。

国立データベースシステムLIBRISに対する責任を有する。

国際協力と外国機関及び国際機関との協力。

ストックホルム地区の研究図書館として定められた公的機能を促進する。

2 \* 図書館は図書館範囲内で定められた調査を行い、調整し、協力することに責任を持ち担当図書館を指定する。

#### <運営規定の適用>

3 \* 運営規定(1987：1100)は2\*の事例を除く図書館に適用される。

#### <管理>

4 \* 国立図書館員である館長が行う。

#### <理事会>

5 \* 図書館運営委員会は国立図書館員を含む上限8人の委員によって構成される。議長は国立図書館員である。

決定は議長及び議長を除く代表委員の過半数の同意を以て実効される。

<組織>

6 \* 図書館は4部門からなる。

運営部、図書館部、書誌部、LIBRIS部の4部門である。

各部は部長一人によって監督される。

7 \* Strängnäs市のRogge図書館、Balstå市の国立図書館書庫は図書館管轄である。

<代表職員>

8 \* 代表職員規定(1987:1101)は図書館に適用される。

<職員責任委員会>

9 \* 職員責任委員会は国立図書館員、部長、部長任命の職員代表者によって構成される。

委員会の議長は国立図書館員である。

委員会の決定は議長、議長を除く代表委員4人以上の同意を以て実効される。

<理事会責任と業務>

10 \* 理事会は基本原則及び重大問題以外の規定に関してその決定権を国立図書館員に委託することができる。

<任命提案等>

11 \* 国立図書館員は定められた期間内に連邦政府によって任命される。連邦政府は国立図書館員任命後定められた期間内に図書館4部門の長を任命する。

12 \* 代理国立図書館員の任命は国立図書館員の公表後定められた期間内に政府が行う。

13 \* 国立図書館員以外の理事会代表者は定められた期間内に政府によって任命される。

<一義的以外の活動>

14 \* 一義的以外の活動に関する決定は「雇用規定第2節(1965:601)37」に従って国立図書館員が実施できる。図書館部門の長についても同様の権限を持つ。(Svensk forfattningssamling 1988:678)

その他の研究図書館に関する規定は主として、組織、任命提案、博士論文の取扱い、配布に限定されている。その他の点から見ても、研究図書館の責任と活動についての規定は存在していないように思われる。しかし、程度の差こそあれ、こうした規定は研究図書館の存在を保証する意味からも大切である。例えば、“Hogskoleforordningen 16kap”(大学指導第16章)には次のような記載がある。

“Vetenskaplikbibliotek inrattningar for service samt andra sarskilda argan”

<研究図書館、サービス組織、その他の特別機関>

1 \* 政府指導の総合/単科大学には研究図書館が設置されている。

<研究図書館等の指名、1982年6月7日施工(UHÄ1982:39)>

政府は次の事項を規定する。

1. 研究図書館は「大学任命(1977:236)第6章」に従って、ストックホルム、ウプサラ、リンシェーピング、ルンド、イエーテボリ、ウメオの各大学、the Royal Institute of

Technology、Karolinska Institute、Chalmers University of Technology and Institute of Science and Technology (Lund大学) に設置される。

2. ウプサラ大学はスカンディナビア・アフリカ研究所 (UHA-FS、1983 : 49 “Högskoleförordningen 16kap”) に対して図書館サービスを行う責任を持っている。

研究図書館は各総合／単科大学の任命する委員会の管轄機関である。大学規定の方が現行立法よりも詳細である。例えば、Föreskrifter for Göteborg universitetsbibliotek (イエテボリー大学図書館規定 : 1980年10月24日付、大学理事会作成) によって、蔵書利用案内が規定されている。図書館時間、図書館アクセス、貸出規定は\* 4—27によって規定されている。このように規定が定められていれば大学図書館の仕事や組織は簡明になる。

<基本規定>

1 \* 総合／単科大学規定 (SFS 1977 : 263) は改定案と共にイエテボリー大学図書館に適用される。

<仕事>

2 \* イエテボリー大学図書館は仕事として科学研究開発、専門研究、高等研究を助け、促進する。主として、現在進行中の研究に必要な要求を満たす。

大学図書館は、様々な文献コレクションを有する学部図書館との効果的な協力を実施し、統合し、大学の図書館組織の立場から中心となり、統制されたガイダンスを行う責任を持っている。

大学図書館は定められた範囲内でスウェーデンテキストの強制的複写の受け取人である。(SFS 1978 : 487、1978 : 779)

この複写の保存に関しては大学理事会の定める特別規定に従う。大学図書館コレクションからの資料提供に関して、図書館は総合／単科大学に対して特別な責任を持つ。

大学図書館は国内の集合図書館資源の一部と国立連合図書館から構成され、図書館相互貸借及び借用パートナーとしての責任を持つ。

<組織>

3 \* 大学図書館は図書館委員会と呼ばれる委員会と館長によって構成され、イエテボリー大学の理事会の監督下に置かれている。

図書館委員会の構成、仕事、仕事形態に関しては特別規定に従う。

館長は図書館活動の直接の指揮者であり、財務に責任を持ち、委員会が決定しない問題を決定する。

図書館内の相談は図書館交流と呼ばれる機関によって行われる。図書館交流の構成、仕事、仕事形態に関しては特別規定に従う。

大学図書館の活動は組織計画に従って多くの部に分けられる。

またこれ以外にも研究図書館の任意性と拘束のない政策を文書にした責任問題の記述がある。例えば、1985年、ストックホルム大学図書館長、Lars-Erik Sannerは非常に分かりやすい言葉を用いて政策文書を表明している。この中には以下のものが含まれている。



### 〈SUBとは何か?〉

SUBとはストックホルム大学図書館 (Stockholms universitetsbibliotek, SUB) のことである。SUBは中央図書館であり、膨大な量のコレクションを持っている。その一部はもともとは大学内部の個人蔵書であった。重要な大部分の蔵書はthe Royal Swedish Academy of ScienceからSUBに移籍されたものである。その他にもSUBはアカデミーから保管を委託された貴重な手書き文書や古い文献の取扱いについても責任を持っている。こうした中央図書館としての活動の他に、SUBはストックホルム地区のさまざまな所に在る学部図書館に文献提供や図書館サービスを行う責任を担っている。

### 〈標的利用者集団は誰か?〉

現在行われている活動形態から言えば、SUBは大学と学部にも所属している。現時点で大学は図書館に年額200-250万Kr (スウェーデンクローナ) を投資している。このことから分かるように、最も重要な最大の標的利用者集団は明らかに、大学研究者、教員、それに学生である。

### 〈サービスとは?〉

大学研究者、教員、学生に対する我々のサービスは最高レベルのものでなければならない。もし我々の標的利用者集団に含まれる誰かがSUBよりも他の図書館のサービスの方がより優れていると感じたら、あるいは実際にもっと善いサービスを受けていたら、それはすべて我々の方の失敗であることをしっかり認識しなければならない。

研究者と教員は大学で専門的な活動に従事している。学生もまた、おそらく、来るべきこうした専門的な活動に従事するために多くの金と時間を費やし、自己投資をしているのである。我々はリソースの許す範囲で、図書館サービスを必要としている彼らに可能な限りのすべてのサポートを研究と援助のために与えることができることを誇りに思うべきである。この様な時には迅速かつ正確なサービスと惜しみない協力と優れた判断を下すべきである。これはまた、基本的な義務を忘れず、出来る限りのサービスを他の標的利用者集団にも適用すべきであることを意味する。

### 〈リソースとは何か?〉

一番大切に最初にあるべきリソースは我々自身である。大学は人件費として年間1500万クローナを、知識と情熱を持って仕事に打ち込む我々に支給している。我々は誇りを持ってこの国の大学図書館の名に相応しい中央図書館で働いている。開館時間から計算して1時間約1万-1.5万クローナが掛かっているけれども、この経費の何十倍もの価値あるサービスを提供していると自信を持って述べることができる。

我々は豊富な文献コレクションを持っている。しかし、資金不足のために欲しい本をすべて買うことは出来ない。しかし、他の図書館からの相互貸借制度を利用して、図書館の蔵書不足を解消するように努めなければならない。

### 〈SUBの希望と目標〉

我々の最大の希望は出来るだけ多くの利用者が情報要求を満たせるように優れたサービス

を提供することである。我々にはそれが出来るのだ！情報の処理に必要なことすべてを行えるエキスパートは我々以外にいない。最も難解なハンド・ライティングから今をときめくコンピュータ・システムまで、この領域に関する専門知識を持っているからである。(Sanner, Lars-Erik, 1986)

- 以上のことから、Romulo Enmarkは研究図書館の責任に関する際だった特徴として、
- (1)研究図書館活動の定義がないために機能が分かりにくい、
  - (2)大学図書館の規則と方針が研究図書館の責任と活動に関する機能を補充している、
  - (3)責任に関する記述は大学の図書館と同じと考えられ、目標と責任の公式化は学生、教師、研究者の情報要求をいかに満足させるかという図書館員の情熱に表れることを挙げている。

## 2. 2 公共図書館の社会的責任

公共図書館に関する法律は存在しない。それに代わるものが図書館の設置されている市町村自治体にある。そのために、図書館の責任記述を最も拘束しているのは市町村の財政である。地方公共図書館は市当局が図書館運営のために別枠予算を設けておくべきであると期待している。しかし、目標が明確に記述されていない予算請求は減多に通らない。これは市の図書館計画においても同様である。『公共図書館調査報告書 (Folkbiblioteki tal och tankar)』によると、1970年代と1980年代初め頃の市の図書館計画には次のような特徴が見られ、それが成文化されている。

「市の文化政策と図書館政策案はこの数十年いろいろな文脈で論じられてきた。それらは大きな期待と要求に対して十分答えられる可能性を言い表している。それにはまず、十分な調査をした上で、責任を明確にし、従来の仕事をもっとはっきりさせ、目標を定め、市民からの強い要望を満足させなければならない。」(公共図書館調査報告書P.174)

また、この報告書には次のような提案が調査の結果として提示されている。

### (1)文化センターとしての図書館

1970年代の図書館計画案はかなり明快な政策の意図を打ち出している。それによると公共図書館を地方自治体の文化センターに作り変えるという試みがある。この期待は図書館を従来の狭い活動からもっと広い文化活動のためのフォーラムとして位置付けようとするものである。これは特に報告書の「Ny Kulturpolitik」の中で明示されている。その内容は地方自治体の図書館政策に呼応したものであった。

### (2)情報センターとしての図書館

初期の資料によれば、公共図書館の最も中心的な仕事の一つは一般市民の情報センターとしての情報提供機能であり、今も活発に行われている。公共図書館が重要な情報センターであることは今回調査したすべての図書館で、一つの例外もなく、情報提供が図書館の最も重要な機能であると、いろいろな言葉を使って明示されている。

### (3)教育リソースセンターとしての図書館

図書館計画案には概して、教育共同体が図書館をリソース・センターとして位置付けし、

その要求を満たす方向を懇願している。

図書館のメディアについては、「図書館の仕事はいろいろなメディアを広く選択できるようにすることである。メディアの内容と質については、市が手本を示し、両者の理解の基に統一化を計るべきである。その際、図書館の選択基本基準として、文献の質、言語上の質、内容の客観性を通して、現在市場で購入できる選択範囲の中で積極的に選ぶことが大切である。」(P.172)

図書館の利用者層については、「図書館活動は主に、出来るだけ多くの市民にサービスを提供できるように広い範囲の利用者層を対象に行うべきである」という全体目標を基に、1970年代に特に成功した例を載せている。すなわちこれまで無視されてきた層と新しい層、子供たち、若者、高齢者、障害者、移民などを最も大切な利用者層と考えるという案である。

図書館無料サービスについては、これまでの図書館サービスはすべて無料であるという基本原則を今後も守っていくことが再確認されている(P.17)。市町村がこの原則を固守する根拠は1949年に制定された図書館原則による。これは今日でも尊重されている。これは公共図書館が社会の教育と深く関わっているだけでなく、民主主義の精神と文化にも深く関係した一つの機関であるという認識があるためである。そして、公共図書館はすべてのメディアを所有しているべきであり、それらが出来るだけ多くの市民に達するように努力すべきであり、市当局だけでなく、他の市や町、国や組織、協会、教育連合などとも協力しあい、これからも無料サービスを徹底して行うべきであるとしている。

スウェーデン図書館協会(SBA)は次の20年間も目標規定文書の中で目標と仕事について同じ考えを継続していくと明記している。但し、1970年代に地方自治体が発展させてきた目標は初期の基本的なやり方とは多少違ってきている。これは公共図書館本来の歴史の中で生まれ育った考えから発しているように思われる。そして、70年代に行われた調査や提案に盛り込まれた要求や期待によって強化されていったものと思われる。

公共図書館の責任説明には少なくとも6つの顕著な特徴が含まれている。

- (1)法律は存在しない。
- (2)決められた予算に図書館活動計画の詳しい指針のための経費は含まれていない。
- (3)国の行った調査にも責任の言及はなく、市の図書館活動の説明に準じている。
- (4)責任の説明には具体的な数値が含まれるべきである。例えば子供や10代の若者のように無視されてきた集団に対する貸し出しや支援の達成件数など。
- (5)責任説明には具体的な数字表示が含まれているべきであるにも拘らず、比較的高レベルの抽象的な用語を使った概念で言い表されている。これは特に文化と情報の概念について言える。
- (6)公共図書館の責任は国民全般が対象になっている。

これを研究図書館に関する法律と比較すると、公共図書館の責任説明はかなり曖昧で、おおよっぱであると言える。これは恐らく、抽象的な言葉の使用と公共図書館の広い活動範囲を案に盛り込む難しさのせいであろう。

### 2. 3. 公共図書館調査による責任の定義

ここでは現時点で最も重要な資料である『Folkbibliotek i Sverige(スウェーデンの図書館調査)』の中で目標と責任がどのように扱われているかを述べる。

- 公共図書館は本と読書のために努力すべきである。
- 公共図書館は情報の無料で公平なアクセス機会を提供するために働くべきである。
- 公共図書館は活動範囲をもっと広げるべきである。
- 公共図書館は本と読書に対する子供達の要求に特別な注意を払うべきである。

こうした傾向は具体的な数値と抽象的な言葉によって表現されているが、全体の論調は文化と情報の概念が基になっている。その背後には教育／自己教育の考えがある。

〈公共図書館調査における文化と情報の概念の扱い〉

公共図書館のこの部分の扱いは調査のサブレポート『Folkbibliotek i tal och tanker』の中で次のように取り上げられている。

- 公共図書館は情報のための下地と自分の意見を作り上げている過程を助ける。
- 公共図書館は教育と適切な自己教育のための材料を提供する。学校図書館の補助機関として、生涯教育のツールとして、職業、技術訓練のツールとして必要な資料の提供を行う。
- 文化的な刺激、経験、感動と空想を求める人々に文学作品とそれ以外のメディアを利用できる機会を提供する。
- 公共図書館はすべての一般的文化活動の起点である。(P.11)

ここでの要点は公共図書館の歴史を反映させて、その仕事を明確にしている点である。公共図書館は全国民の教育、教育システム、文化庁などの組織と深く結び付いて発展してきた。これは国民に教科書と〈情報〉を提供したいという希望によって実現したのである。ここでもう一つの要点は責任の所在が伝統に乗取ったものだという点である。その一つが『Folk och Skolbibliotek (公共／学校図書館)』の報告書の中でも取り上げられている考えである。

公共図書館調査による責任についての説明を要約すると、公共図書館には教育に対する責任と、情報と文化に対する責任とが同居しているということである。これは次のような動機によって裏づけされている。

公共図書館活動に関する議論は通常、文化的仕事、情動的仕事、教育的仕事に対して行われてきた。どこでそれを分けるかは公共図書館が提供するサービスとそのサービスがどのような文脈で研究されるかによって異なる。教育システムは非常に長い間、公共図書館の第一の共同パートナーであった。その意味で教育的仕事の言及が最優先されることはごく自然なことである。しかし、この分け方が論理的かという点とそうとはいえない。教育分野における図書館の仕事が文化と情報の努力によって成り立っているからである。時代とともに、公共図書館はそれを取り巻く世界と歩調を合わせて活動範囲を広げ、新しい役割を加えていかざるをえなくなってきたからである。例えば、地方自治体の社会活動や社会情報の連携である。

調査は公共図書館の文化的仕事と情動的仕事に対して少し間を置いて論じている。これら

の仕事は多くの異なる活動分野から運ばれ、時には多くの異なるパートナー、主として教育、研究、公的機関の情報活動、社会活動、と手を結んできた。公共図書館の組織の点から言えば、文化セクターにその基盤があると言えるが、公共図書館の行う仕事の中にはこのようなものが含まれていない。調査ではこの様な必要性をほとんど感じていないようである。そこで、この議論を続けていくためには情報と文化の概念がどのような意味でこれまでスウェーデンの図書館界で使われてきたかを振り返ってみることが必要であろうが、枚数の関係からこの議論は次回に譲ることにする。

### 3. 活動の範囲

Romulo Enmarkはスウェーデンの図書館システムの目標と責任の記述が不十分である原因として図書館全体の活動領域が余りにも広すぎて記述するのが困難であるためと考えている。図書館が責任を通覧できないほど大きな領域を一挙に包括しているというのである。そこでここでは彼の提唱する図書館活動範囲を正確に判断するための分析モデルを紹介する。だからと言って、彼の分析方法が唯一の方法であると言うつもりはない。ただ彼のモデルは、この文脈の中で最も納得のいく考察を提起していると思われるからである。

#### 3. 1. 図書館システムの活動範囲を描写する方法を探すこと

ここでは、少なくとも一時的に、文化と情報と言う難しい、包括的な概念から離れて考えた方が分かり易いように思える。しかし、モデルの構築においてはこの2つの概念を忘れてはならない。ここでの要点は次のことを明確にすることである。

①図書館全体の仕事を一つずつ区別して扱う必要がある。

- a. 図書館に含まれるもの
- b. 利用者の要求
- c. 社会に果たす図書館の役割
- d. その義務を果たす図書館のやり方

これらのレベルをモデルの中ではっきり区別して記述しなければいけない。

②情報概念に関する議論は我々に次のことを教えてくれた。

- a. アイディア／事実を作り出す人
- b. アイディア／事実それ自体
- c. アイディア／事実が受け手に理解できる能力があるかどうかの判断
- d. アイディア／事実を伝える方法
- e. アイディア／事実を受け取り、解釈する人、が必要である。

このコミュニケーション・チェーンは単純なデータ移送だけでなく、より複雑なメッセージの伝達にも応用される。図書館の主な機能がデータ、メッセージ、テキストを伝達することにあるとするならば、モデルにもこのコミュニケーション・チェーンを含まなければなら

なまい。

③図書館が持っているもの全てが同じ価値を持っているとは限らないこと。例えば難解なテキストは単純なデータ／事実と同じ場所に配置することはできない。モデルにはこの環境も配慮しなければならない。

#### ④利用者の要求を限定して見る方法

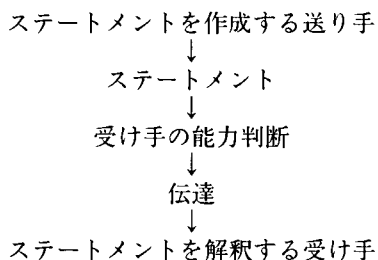
個人が自分の不確実性を減少させるために情報を理解する能力は、たとえそれが比較的具体的な文脈であっても、知識になる時の複雑な精神過程と同じ過程を取るはずである。モデルには個人が図書館に興味を持つようになった過程も取り込まなければならない。

### 3. 2. 図書館は本を配達する場所ではない

本格的なモデルの構築に入る前に、まずここで使う用語をはっきりさせて置く方が良くだろう。彼は図書館を本や雑誌、音声記録物といった「モノ」を配達する場所とは考えていない。図書館は本、雑誌、音声記録物の内容の伝達に携わるべきだと考えている。そこで、ステートメントに指定できるものとメディアに指定できるものをはっきり分けて考えることにする。ステートメントとは伝達したいと考えている内容であり、メディアはその考えを乗せている紙、ビニール、ビデオテープなどである。

### 3. 3. 図書館の全体の仕事

既に述べたように、ステートメントの伝達には、そのステートメントを伝えたいと思っている人、ステートメントそのもの、受け手にそのステートメントを理解できる能力があるかどうかの判断、そのステートメントを受取り解釈する人、が関与している。



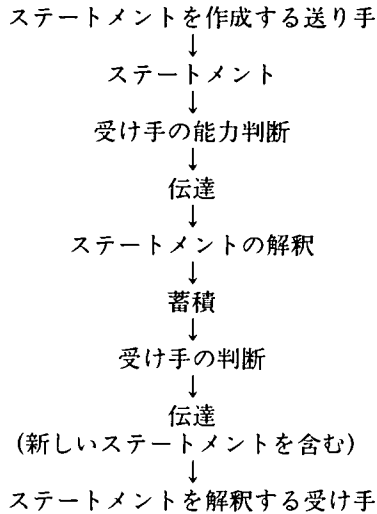
この状況に図書館員がどう関わってくるかは上の図のように比較的簡単な線で描くことができる。しかし、図書館システムの関わり方となると、通例、この鎖はもっと長く、もっと複雑になる。

それでも未だ、そのステートメントが成文化されていること、そのステートメントを理解する能力が受け手にあるかどうかの判断、そのステートメントを伝達する方法は、そのステートメントを欲している人の問題である。しかし、その後は図書館の仕事である。

図書館で働いている人はステートメント／メディアを購入し、蓄積すべきかどうかを判断する。こうして初めて、一定水準の蔵書構成が保たれ、そのステートメントを理解しようとす

る利用者の要求とそれを満たす責任の準備が整うのである。この行為には他のステートメントを伝達する目的のために新しくステートメントを作成することも含まれる。(例えば良書の推薦)

これらが全て完了して初めて、受け手が既成のステートメントに達し、その内容を詳しく解釈できる。



個々のリンク、例えばステートメントの解釈、受け手の判断、ステートメントの伝達は別の形態に作り替えることができる。これらの〈2重〉のリンクは図書館の努力の結果によって、再生されたリンクである。これこそ、図書館の実際の責任といって良いものである。そして、モデルの構築に必ず取り入れなければならないリンクである。それを列挙すると次のようになる。

- \* ステートメント／メディアを判定・収集する知識
- \* ステートメントの蓄積に必要な知識
- \* 利用者の欲求とその限界を判断するのに必要な知識
- \* ステートメントの伝達に必要な行動とステートメントを作成すること

この他にも図書館代表者が他人に伝えるためではなく、自分の図書館のためにステートメントを作成することも含まれる。すなわち図書館についての本の執筆や職員を集めた研修会の開催などである。この環境もモデルに含まなければならない。上4項目の他に、

- \* その他の行為とステートメントの作成、を追加する必要がある。

これらのリンクは組織各自のやり方で、お互いを補助し合うものであることをしっかり定めて置くことが大切である。ひとつがなければ、もう一つも有り得ないからである。図書館員にとって厄介なのは、一つのリンクから次のリンクに体系的に仕事が進められることは滅多になく、同時のいくつものリンクを相手にしなければならないということである。

### 3. 3. 1. ステートメント

以上のように、図書館の主な仕事は他人のステートメントを伝達することであり、ステートメントの作成は図書館員の責任範囲にないことが明らかになった。これは図書館が作成するステートメントとメディアが図書館にとって重要でないということではない。受け手の要求とそれを満たす可能性を解釈し、蓄え、判断し、伝達する方法は、ステートメントの内容とメディアの形態に依存していることを言いたかったのである。

次に、単純なデータとそれより複雑なステートメントを区別する必要がある。単純なデータは伝えるのに適した形で事実、概念、指示を表現している。そのため、個人や機械の助けを借りて容易に解釈・処理できる。このデータはさらに2つのタイプに分けることができる。

①他のデータを利用できるようにするためのデータ（例；分類表）

②明白で簡単な情報の表示（Karl Marxは大文字表記）。

また、複雑なステートメントについても2つに区別できる。

a. 説明文などに見られるタイプ。例えば、ノンフィクションや専門家の講演

b. 経験の伝達をより強く指向しているタイプのステートメント。

彼がここで言おうとしていることは特別な〈芸術的・美的価値〉を伝達すると仮定されるステートメントのことである。このタイプのステートメントには、世界や人間の有り方などについてのイデオロギーを意図したステートメントが含まれる。この特定のステートメントがこのカテゴリーに入るかどうかを決定するのは、その芸術家自身の〈高い質〉の作品を作りたいという野心と、〈既成の芸術界〉がそれを喜んで受け入れているかの態勢による。図書館員には優れた文学作品や芸術品の質を云々する資格はない。これを決めるのは社会規範である。これは図書館にとって特に大切なことである。

R. Enmarkは、その物理的・制度的意味で、図書館を一つのステートメントであると考え、これが社会に対して提供すべき図書館業務を非常に難解にしていると述べている。そして、いろいろなタイプのステートメントの間にははっきり境界線を引く事はほとんど不可能であることを十分承知した上で、彼は図書館が運ぶステートメントは上の2つのタイプに従って分類すべきだと主張する。彼の提案するマトリックスは縦軸にステートメント、横軸に図書館システムの全体的仕事を取っている。図1参照

### 3. 3. 2. 利用者の要求と欲求

利用者の経験を運ぶステートメントの解釈が図書館の責任の外にあるにも拘らず、図書館はステートメントの解釈、蓄積、そのステートメントを理解する受け手の能力と要求を満たせる可能性とその判断を行えると考え自負している。これは図書館自身のステートメントの作成にも大きな影響を与えている。これもモデルに入れなければならない。

言うまでもなく、図書館の利用者の数だけ図書館を利用する理由がある。にも拘らず、図書館に対する利用者の具体的な希望が図書館の提供する文書に必ずしも一致していない。

そこで、利用者の要求と希望は彼らの利用を助ける次のような要求として定義できる。



- \* その他のステートメントを利用できるようにするための情報
- \* 特別な問題に関する情報
- \* 芸術／文化領域の経験／知識

このようなステートメントに対する関心は利用者の利用可能な経験に対する欲望として、文化領域において適合していると考えられ、経験に関する知識を獲得できるという期待と見なすことができる。ある社会的機会と同じように、娯楽や慰安を楽しみ、著名な作者の作品を読むことやいろいろな図書館を使えるようになることは、友人に会うのと同じように楽しみなことの一つである。しかし、こうした利用者の要求に、明確な境界線を引くことは不可能であると強調している。その理由として、一つを選べば他方を排除せざるをえないからである。彼の提案するモデルには上で述べたカテゴリーも含まれている。それらを前で確立した項目と関連づけて説明している。

彼は情報と文化の概念について独自の定義を試みるよりも、6つの概念レベルをはっきりさせることの方が有益であろうと述べて、その6つをあげている。

- ①メタ情報レベル②情報レベル③知識レベル④美的レベル⑤娯楽レベル⑥制度レベル

彼はこれに7番目のレベルを付け加えている。すなわち経営レベルである。これを加えることによって図書館システムの実際の複雑さを知ることが可能になると述べている。

### 3. 3. 3. 社会のイデオロギーと政治的動機

図書館の社会的責任は政府、県議会、地方自治体の代表者によって公にされている。彼はこれらを3つのレベルに分けている。

- ①図書館活動は、個人が多種多様な情報、知識、経験、社会的機会を自分のものにしたいという欲求を持っているという仮説から動機付けできる。公共機関は一般市民の要求を満たさなければならない。
- ②図書館活動は、図書館が機関や教会にとって重要であると期待されている点から動機付けできる。
- ③全体として図書館は〈グッドな社会〉建設の旗印である。図書館は一般市民の意見を啓発し、情報と表現の自由を守るために努力し、〈社会情報〉を進んで提供することによって民主主義の発展に寄与していると期待されている。
  - ・図書館は要求を持つ集団に特別な配慮を払い、多様性を促進し、他の生活スタイルを理解させることによって、公平・平等の精神を教えるのに役立つ。
  - ・図書館はまた、知識や創作力、個人や集団のイニシアチブを増加させる資料を提供できると期待されている。これは社会が望ましい方向に発展していくために必要な社会的・経済的状况を作る手助けをすと考えられている。
  - ・図書館はまた、共同体の集約的記憶装置と一般に認識されている。過去の世代の遺産を保存し、世話をし、再生させる責任があると期待されている。

以上のことから、図書館の社会的意義は、その社会に住んでいる人々、他の社会機関、社

会全般が三位一体となって図書館がどんなサービスを提供できるかによって決まる。図書館はこれをそれぞれの決定やイニシアティブ、努力を基盤にして、上記の期待を考慮に入れて考えなければならない。図書館界はイデオロギーと行政の枠組みに囲まれているという比喻を使って言い表せるかもしれない。これらの枠組みの中で図書館システムのあらゆる側面が影響を受け、制限される。同時に、図書館システムの有用性がこれによって保証される。その結果、ここで提供するモデルの中にはイデオロギーと行政の動機付けを図書館システムの外延を囲む枠組みとして描いている。

### 3. 4. 活動

モデルは図書館の活動を機能面から2つのカテゴリーに分けて表示されている。

- ①図書館を機能的に運営するためにはリーダーシップと経営能力が不可欠である。人件費、外注、長期計画案作成、環境整備、枠組み作りはリーダーと経営者の義務である。図書館はこうした準備ができて初めて、利用者の要求に合ったステートメントを効果的に伝達できるのである。
- ②図書館活動の範囲には多かれ少なかれ、読書の夕べ、機械設備の整備といった、一連の活動が含まれる。それぞれの活動は図書館に期待されているもの、図書館に当然あるものと期待されている蔵書、図書館利用者の要求に適應できるものでなければならない。これはモデルに表示しなければならない。

それぞれの活動には図書館全体の仕事、ステートメントのタイプ、ユーザーの多様な要求を盛り込み、考察したことをモデルの基盤の日（グリッド）によって表示することにした。

#### 〈活動範囲〉

図書館活動の実際の範囲は基盤の日に仕事内容を入れれば分かりやすい。次の例は活動を決める際に行う手順を示したものである。

- ・図書館システムは適切なステートメントとメディアを選び、提供する。そのための基準はステートメントの内容、利用可能性、相対的な質、専門性、信頼性、同種のステートメントからの選択と照合である。

そのために図書館員は次の専門知識を持っていなければならない。

- 分類、目録作成知識、書誌を利用できるようにさせる多元的情報ステートメント。
- 目録、書誌、レビューサービス、ある種のデータベースの検索。
- 辞書類、住所録、時刻表、統計資料、百科事典、ある種のハンドブックを使って利用できる情報ステートメントとデータベース
- ある種のハンドブック、人気のある科学テキスト、教科書、専門的なノンフィクション、科学文献、その他の解説書。ビデオ、スライド、展示物、講演、これらを正しく判断するための主題についての正しい知識。
- 芸術／文化のステートメント
- ・〈高質の文学〉、芸術、展示、劇場などを利用できるように手配する。文学のジャンル（詩、

ドラマ、小説)、形態(絵画、音響、映画、演劇)図書館が使う判断基準は質と多様性の要求を満たすものでなければならない。

一娯楽主体の文学、ポピュラー・ミュージック、漫画などの娯楽的読み物は教育と芸術／文化を取り込む人間の能力に芳しくない影響を与えるということから大きな関心を集めている。しかし、ステートメントには必ず娯楽になる可能性のあることも知っておくべきである。現代詩の面白さや百科事典は読み物としても面白いからである。

・図書館に責任を持っている人はステートメントとメディアを蓄え、世話しなければならない。図書館員はこれに対して次のような知識が必要と考えられている。分類、修復、それに類する作業を最良のやり方で処理する能力。そのためには、書誌、目録、レビュー資料のためのキャビネット、コンピュータ記憶装置の設置、書架、蓄積場所を整備する。辞書、統計類、百科辞典などのための場所の確保、コンピュータ、書架、などのストレージ・エリアを準備することなど。

・図書館の活動は利用者の判断をベースにして行われなければならない。図書館と蔵書のステートメントの選択は利用者の要求がはっきりせず、表現できない時などはそのバックグラウンドに照らし合わせて決定することが肝心である。

判断にはまた、個人やグループの隠された要求に関する仮定も含まれている。

・最後に、個人とグループが不正確な方法や間違ったやり方でステートメントを使う可能性のあることも考察すべきである。

これらの判断の多くは民族、サブグループ、社会集団、年齢層、性別、階級などが絡む複雑な社会分析によって行われる。そこで図書館員は重要と仮定される要因について正しい知識を持っていないとてはならない。

一国民が実際に探しているものを見つけられる可能性と書誌資料、カード目録、データサーチについてどのように感じているか、カタログを通覧する方法、マイクロフィッシュやコンピュータスクリーンを読み取る能力、情報と情報を入手する機会に対して国民が持っている要求、知識に対する国民の要求、教育に対する個人の要求とその関連問題、芸術／文化、経験に対する一般国民の要求。これには美術、芸術、高次文化、高質といった極めて微妙な判断が必要である。

#### 4. Romuld Enmarkの提案した図書館活動分析モデル

この章ではRomulo Enmarkの図書館活動分析モデルを提示する。これは3章までの彼の考えを基に彼が作成した最終モデルである。ここに至までに多くの試案が提示されているが、枚数の関係から省略して最終モデルのみを掲示した。この影の部分の部分が彼のいう図書館活動範囲である。これを日本の図書館活動と比較検討することが今後の課題であるが、この分析モデルを使って、いろいろな国の図書館の活動を定義している途中である。

	図書館システムの全体的職務				経営枠組み	
	ステートメントメディアを判断収集するための知識	ステートメントを蓄積するための知識準備	利用者の希望と限界を判断できる知識	ステートメントの交換のためのアクションとスラーメントの作成	他のアクションとステートメントの作成	
ステートメント						利用者の要求と希望
他のステートメントを利用させるためのステートメント						他のステートメントを利用させるための情報
特定の問題に関するステートメントとデータ						特別の質問に関する情報
より複雑な説明ステートメント						特別の主題に関する情報
より複雑な芸術/文化ステートメント						芸術/文化領域の知識と経験
より複雑な娯楽・慰安ステートメント						娯楽と慰安
図書館の物理的・制度的側面						社会的機会

図書館の社会的責任の枠組

図1 公共図書館の活動範囲

本論文を執筆するに際し、貴重な時間を割き、入手し難い資料を進んで提供して下さいました Romulo Enmark氏に心からの謝意を表す。

参考文献

- Allén, Sture, Selander, Einar, *Information om information*, (Lund: 1985).
- Andersson, Lars G, *Det må llösa biblioteket*, (Stockholm: DIK-förbundet, 198?).
- Eide-Jensen, Inger, Westman, Git, remissvar, Ds 1989: 36.
- Ek, Sven B, *Kultur som problem*, (Göteborg: Robek Konsult, 1989).
- Enmark, Romulo, *Mamma, Pappa, barn-om en arbe tarbefolkning i Goteborg*, (Göteborg: Etnologiska för eningen, 1986).
- Enmark, Romulo, *Arbetarfamilj i emperi och teori Mamma, Pappa, barn II*, (Göteborg: Etnologiska föreningen, 1987).
- Enmark, Romulo, "Göteborgsprojektet" *Svensk Biblio teksforskning*, 1988:1, (Göteborg: Centrum för biblio-teksforskning).
- Enmark, Romulo, "Kultur va da" *Svensk Biblioteks forskning*, 1989:2, (Göteborg: Centrum för biblioteks forskning).
- Enmark, Romulo, "Bibliotekarier-yrkesidentitet och yrkeskultur" *Svensk Biblioteks forskning*, 1989:4, (Göteborg: Centrum för biblioteksforskning).
- Folkbibliotek i Sverige-Betänkande av folkbiblioteks utredningen*, SOU 1984:23, (Stockholm).
- Folkbibliotekital och tankar-enfaktarapport frå n folk biblioteksutredningen*, (Stockholm: LiberFörlag, 1982).
- Folk-och skolbibliotek-Betänkande och förslag avgivet av Folkbibliotekssakkunniga*, SOU 1949:28, (Stockholm).
- Föreskifter för Göteborgs universitetsbibliotek*, fast ställda av styrelsen för universitetet 1980-10-24. "Förordning med instruktioner för kungl. biblioteket", SFS 1988:678.
- Höglund, Lars, Persson Olle, *Information och kunskap. Informationsförsörjning-forskning och policyfrågor*, (Umeå: INUM AB Publishing Division, 1985).
- Kultur i hela landet-rapport om statens stöd till det regionala kulturlivet*, Ds Departementsserien, 0284-
- Möhlenbrock, Sigurd, *Förnyelse och debatt-Om de svenskafolkbibliotekens utveckling frå n 1930 ochframåt*, (Lund: Bibliotekstjänst, 1980).
- Ny kulturpolitik-nuläge och förslag*, SOU 1972:66, (Stockholm: Kulturrådet).
- Ny kulturpolitik-sammanfattning*, SOU 1972:67, (Stockholm: Kulturrådet).
- Sanner, Lars-Erik, *SUB-vad vil, vad det kan*, (Stockholm: Stockholms universitetsbibliotek, 1985).
- Sanner, Lars-Erik, "Bibliotekariens yrkesroll i förändring" *Bibliotekariesamfundet meddelar*, 1986:2.
- Tengström, Emin, *Myten om informationssamhället-ett humanistiskt inlägg i framtidsdebatten*, (Stockholm: Ravén & Sjögren, 1987).
- "Vetenskapliga bibliotek, inrättningar för service samt andra särskilda organ", *Högskoleförordningen*, 16 kap, 1986/87.
- Åberg, Åke, "Från Luther till Libris-folkbibliotekens historia i Sverige", *Förr och nu*, 1981:1.
- Åberg, Åke, "Folkbibliotekens historia intill 1960-talet" *Folkbibliotekital och tankar-en faktarapportfrån folk-biblioteksutredningen*, (Stockholm: LiberFörlag, 1982).